

令和6年度 おきなわ木育促進事業委託業務 企画提案募集要領

1 募集の目的及び概要

(1) 目的

沖縄の森林と林業は、本土とは異なる自然環境や文化的背景を反映した独自の特徴を持っている。一方で、「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げられた複数の目標達成に向け、カーボンニュートラル、脱炭素化社会の実現を目指し、森林資源の循環利用の推進が全国的に求められている。

森林資源の持続可能な利用においては、経済性と保全のバランスを取るための取り組みが必要である。本県においては、沖縄独自の自然環境・文化的背景・林業形態等の特性を踏まえ、木育活動を通じて、次世代を担う子どもたちに対する沖縄の森林資源の循環利用の重要性を伝える取組が必要である。

本委託業務は、以下を目的として実施する。

- ①沖縄県独自の木育促進基本方針を策定する。
- ②市町村が森林環境譲与税等を活用し、木育活動を推進する基盤を整備する。
- ③県産木材の利用促進を図り、地域の森林資源の循環利用を促進する。

(2) 事業期間 令和6年度～令和8年度

なお、県の予算措置を前提としており3年間の事業を保証するものではない。

また、令和7年度の委託業務については、前年度の実績をもとに判断する。

令和6年度の履行期間は、契約締結の日から令和7年3月28日までとする。

(3) 予算について

本委託業務に係る予算(R6)は1,399,200円(消費税及び地方消費税含む)とし、この範囲内で効果的かつ効率的な業務を提案すること。R7年度分・及びR8の業務提案については2,300,000円(消費税及び地方消費税含む)の金額を上限に範囲内で提案すること。

なお、この金額は企画提案のために設定した金額であることから、実際の契約金額とは異なることがある。

2 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 本公募要領や別添仕様書に記載された趣旨をすべて了解するものであること。
- (3) 県税等の納付義務を有する事業者においては、滞納がないこと。
- (4) 参加表明書提出の日以前6ヶ月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

なお、参加表明書提出後、契約締結日までに不渡り手形等を出している場合は、候補者を取り消しし、次点の提案者を候補者に繰り上げることとする。

- (5) 参加資格表明書の提出から契約締結日までに指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。また、契約締結日までに会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更正又は再生手続きの申し立てがなされた者でないこと。
- (6) 単独で本委託業務を実施する場合は、沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置している法

人であること。共同事業体で本委託業務を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店あるいは営業所を有する事業者が必ず1人以上参加していること。

共同企業体の代表者(幹事企業)は、構成員のうち最大の業務能力を有し、出資割合が30%以上であることとし、全ての構成員は、出資割合が30%以上あること。

- (7) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、共同事業体にあたっては、代表者(幹事企業)は主たる担当者を1名以上、他の構成員はそれぞれ1名以上の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

なお、「主たる担当者」には、(8)で規定する実績を有する者を配置すること。

- (8) 国、地方公共団体又はそれに準じる団体(独立行政法人等)が発注した、本委託業務と類似する業務の受託実績を過去5年間(令和元年度～令和5年度)に1件以上有している企業等もしくは主担当実績を有する者が所属していること。その他、自主事業として、過去5年間(令和元年度～令和5年度)に類似する業務を1件以上実施していること。

※ここでいう「類似する業務」とは、沖縄県内において、県産木材の利用推進を目的とした「木育活動」の企画・運営を県内の子どもたちを対象として実施していることとする。

・(木育とは)

林野庁をはじめとする「木材の普及啓発」の取組の一つ。「木の良さ、木を使う意義を広める活動」。対象を小中学校に限定せず、幼児から高校・一般まで幅広く捉えている。内容は、体験型活動のみならず、木に対する理解促進を目標とする知識取得型活動を含む。

- (9) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期間: 令和7年1月14日(火)～令和7年1月20日(月)14:00

イ 提出書類: 参加申込書【様式1】、実績書【様式5】、誓約書【様式7】

ウ 提出方法: 持参又は郵送により提出すること。提出部数は1部とする。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

※共同事業体での応募の場合、共同企業体協定書【様式9】を提出し、代表事業者が応募を行うこと。

エ 選定通知: 参加申込に係る提出書類により参加資格要件を確認し、審査結果については、令和7年1月21日(火)までに通知する予定である。

(2) 企画等提案書提出

ア 提出期限：令和7年1月31日(金)14:00

イ 提出書類：応募申請書【様式2】

企画等提案書及び応募書類一式【様式3-1、3-2、4、6】(下記5参照)

ウ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。5提出物を参照すること。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

(3) 質問がある場合は、令和7年1月24日(金)12:00までに質問書【様式8】をファクシミリまたはEメールで提出すること(提出したことを必ず電話等で連絡すること)。

回答は、当課ホームページに随時掲載する。

※問い合わせ先は、下記13を参照すること。

4 提案内容の要件

業務企画提案仕様書を参照すること。

5 提出物

(1) 参加申込書 …………… 【様式1】

(2) 企画提案応募申請書 …………… 【様式2】

(3) 企画提案書(実施方針、フロー、工程計画等) …… 【様式3-1、3-2】

(4) 会社概要書 …………… 【様式4】

(5) 実績書 …………… 【様式5】

(6) 積算書 …………… 【様式6】

(7) 誓約書 …………… 【様式7】

(8) 質問書 …………… 【様式8】

(9) 共同企業体協定書…………… 【様式9】

(10) 参考資料(必要に応じて)

※共同事業体の場合は、【様式4】【様式5】【様式7】については構成員ごと作成するとともに、共同企業体協定書【様式9】を添付すること。

※【様式4】会社概要書には2期分の決算書も添付すること。共同事業体の場合は全構成員分添付すること。

※提出部数：参加申込に係る資料は1部 【様式1】、【様式5】、【様式7】、【様式9】

企画提案書等に係る資料は各8部 【様式2~4、6】

(原本1部、残りは原本写しとする。なお、原本は押印を行うこと。)

6 企画書等の体裁

提出する資料は、A4判、縦、左綴りとする。

なお、【様式3-1、3-2】企画提案書については、上記によらず書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大としないこと。

7 プレゼンテーション審査

- (1) 日時 : 令和7年2月4日(火)午後(予定)
- (2) 場所 : 沖縄県庁 9階ワーキングチーム(予定)
- (3) 提出された提案書により説明すること。
※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。また、パソコンを活用したプロジェクターによらず、提案資料によりプレゼンテーションすること。
- (4) 審査会場への入場者は3名以内とし、提案者における時間は、20分間(プレゼンテーション15分、質疑応答5分)とする。
- (5) プレゼンテーションを行う日程及び時間については、令和7年1月31日(金)中に連絡を行う予定とする。

8 審査の方法

- (1) 応募数が6者以上の場合は、1次審査(書類審査)を行い、上位5者について2次審査(プレゼンテーション審査)を行う。応募数が5者以下の場合は、全ての業者が2次審査の対象となる。
なお、1次審査を行った場合、上位5社から漏れた業者については、その結果を令和7年1月31日(金)までに通知する予定である。
- (2) 2次審査については、沖縄県農林水産部に設置する企画提案書審査会において、各社のプレゼンテーションについて、業務の趣旨・目的等、専門的視点から審査、採点する。
- (3) 総合得点の高い方を上位として、順位付けを行う。この順位を事業者毎に平均し、上位の事業者を特定する。上位の順位が同点の場合は委員の多数決により特定する。
(今回の募集は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない)
- (4) 前項によって第1位となった応募者については、メール等にて通知し、追って書面にて通知する。あわせて次点以下の応募者についても採用の可否について、書面にて通知する。

9 評価基準

審査に当たっては、別紙「企画提案書評価基準」に記載した内容について評価する。

10 スケジュール(予定)

令和7年 1月 14日(火)	公募開始
1月 20日(月)14:00	参加申込締切
1月 21日(火)	参加資格選定通知
1月 24日(金)12:00	質問書締切
1月 31日(金)14:00	企画提案書提出締切
1月 31日(金)	1次審査結果通知(6社以上の提案があった場合)
2月 4日(火)	(予定) プレゼンテーション審査 (県庁9階 ワーキングチーム室)
~2月上旬	採択・決定~契約

11 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては、使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。

- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) プレゼンテーションに際しては、3(2)の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けない。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (6) 1事業者(共同事業体)あたり、提案書は1件とする。
- (7) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。
- (8) なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。
- (9) 採択された者が、契約締結日までに採択要件に該当しないこととなった場合、事業者として特定されたことを無効とし、次順位の者を委託候補事業者として繰り上げることとする。

12 委託企業決定後の業務執行について

(1) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

なお、保証金免除にあたり、関連する類似事業を2(8)に記載しているが、具体的内容は契約候補者として決定した後に通知するものとする。ただし、免除申請対象事業となるのは自主事業ではなく、国、地方公共団体又はそれに準じる団体(独立行政法人等)との類似業務の受託実績に限る。

- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

13 お問い合わせ、提出先

沖縄県農林水産部 森林管理課 資源活用普及班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(県庁9階)(閉庁日は除く)

電話番号:098-866-2295 FAX:098-868-0700

Eメール:aa048210@pref.okinawa.lg.jp

担当:佐喜眞(主)、上原(副)